

令和2年第5回氷川町議会定例会会議録（第3号）

令和2年9月18日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 2 議案第31号 氷川町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第32号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第33号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 5 議案第34号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第35号 令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第36号 令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第37号 令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第38号 物品売買契約の締結について
- 日程第10 議案第39号 和解について
- 日程第11 認定第 1号 令和元年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 2号 令和元年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 3号 令和元年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 4号 令和元年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 5号 令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 同意第 2号 氷川町教育委員会委員の任命について
- 日程第17 請願第 1号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願
- 日程第18 発議第 3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第19 議員派遣の件

日程第20 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第21 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	西尾正剛	2番	木下厚
3番	河口涼一	4番	清田一敏
5番	長尾憲二郎	6番	吉川義雄
7番	上田俊孝	8番	三浦賢治
9番	上田健一	10番	松田達之
11番	片山裕治	12番	米村洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 平山早苗 書記 小田尊之

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	稲田和也
企画財政課長	濤岡美智代	税務課長	西田美子
町民課長	尾村幸俊	福祉課長	山本昭義
農業振興課長	増住豪二	農地課長	星田達也
建設下水道課長	野田俊明	地域振興課長	前崎誠
会計管理者	橋本智明	学校教育課長	岩本博美
生涯学習課長	増永光幸	代表監査委員	島田博行

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 各常任委員会の審査報告について

○議長（米村 洋君） 日程第1、各常任委員会の審査報告について議題とします。

これから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、片山裕治君。

○総務文教常任委員長（片山裕治君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会、審査報告。当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、予算1件、契約1件であります。当委員会は9月14日、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。

議案第31号、氷川町税条例の一部を改正する条例については、附則第10条の2、第25項で法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合はゼロとするというのがあるが、ゼロでなくてもいいののかの質疑に対し、ゼロから2分の1の間で定める割合で、平成30年度の税制改正特例措置の対象を拡充し、期間を延長するものです。町で定めた計画の認定を受けた事業者となり、県内では93パーセントの自治体がゼロとしています。今回の減収分については、全額交付金により補填されますと答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第7号）についての歳入について、合併特例債は今までいくら使用されているのかの質疑に対し、今までの分は50億円ですと答えました。また委員より、合併特例債は2町の均一性を図るために使用されることも目的としており、道路建設においても同様である。合併特例債の活用について見直してほしいと意見がありました。

次に、歳出について、総務管理費、交通安全対策費、カーブミラー設置について。カーブミラーの破損等への対応はの質疑に対し、破損については区長からの地区要望もあり、即時に対応していますと答えました。委員からは区長の交代もあり、なかなか引き継がれない部分もあるので、町でも巡回したほうがいいとの意見がありました。

次に、振興局費、ペルー支援衣類送付作業委託料で54万円の計上をされているが、これで全て完了するのかの質疑に対し、現在、保管してある振興局2階へ取りに来てもらい、熊本で消毒、博多港まで陸送し博多港から船でペルーの首都リマまで輸送します。書類作成等も含め54万円で契約することとなりますと答えました。また現在、保管している衣類は大丈夫か、今年中には郵送できるのかの質疑に対し、集めた際に袋から出し種類を分けて換気などを行いながら管理しています。契約から100日程度かかる見込みなので、1月中旬には届けたいと考えておりますと答えました。また、委員からは、町民の方々もどうなっているのか気になられているため、経過報告をし、期限を決めた事業を行ってほしいとの意見がありました。

次に、総務管理費、企画費のホームページ作成管理システム改修業務委託料の内容はの質疑に対し、現在のホームページについてはスマートフォンでの閲覧に対応しておりませんでしたので、非常に見にくい状況であります。それをスマートフォン対応の表示もできるように改修するものと答えました。

次に、消防費、災害対策費の消耗品費、飲料水の保存期間とダンボールの用途についての質疑に対し、飲料水は5年程度保存ができ期間が過ぎれば廃棄し、補充していきます。ダンボールについては組み立て式の段ボールベッドで、現在50台ありますが、追加で100台購入するものと答えました。

次に、教育費、小学校費、備品購入費のタブレットについて、家庭に持ち帰りは可なのか。ランニングコストはどれくらいかかるのかの質疑に対し、将来的に持ち帰り可と考えています。今まで5年生以上にリースで導入していた物件の更新と4年生以下の不足分を合わせて購入するものです。保守点検費用が発生しますと答えました。また、学校事務センター費の目を新しくつくった理由はの質疑に対し、学校事務センターを置くことで事務の効率化を図ることができ、備品管理などを事務センターで行うことにより、各学校間での不足分を共有し合うことによって経費の削減ができるため、事務センター費の項目により購入することで一括管理を行っておりますと答えました。

次に、竜北歴史資料館の修繕費は何かの質疑に対し、資料館の多目的トイレの出入り口の開閉がうまくいかず、またビニール式の床がめくれ上がって段差ができておりますので早急に改善するものです。また、和室ベランダの軒先が7月の豪雨で落下しておりますので対応するものと答えました。

また、年間どれくらいの利用があるのか、メインは何かの質疑に対し、主に図書機能です。それから当初の設置目的であります竜北の干拓の歴史というところで、歴史的な資料などを展示しております。来館者数は令和元年度では4,800名程度、貸し出しで2,500冊程度になっておりますと答えました。採決の結果、全員

賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、物品売買契約の締結について、予定価格の公表はしているのかの質疑に対し、予定価格の事前の公表はしておりませんと答え、業者の選定方法及び落札率はの質疑に対し、県内で消防車両の納入実績がある業者を選定しております。落札率は95.729パーセントですと答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、産業建設厚生常任委員長、清田一敏君。

○産業建設厚生常任委員長（清田一敏君） 皆さん、おはようございます。産業建設厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、予算5件、その他1件であります。当委員会は9月14日、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。

議案第32号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第7号）についての歳出について、民生費、福祉センター費の修繕料の内容はの質疑に対し、竜北福祉センターにおいて1階の福祉施設と2階の体育施設の管理の仕方を分けるために、2階の体育センターの空調管理を2階で操作できるよう移設する費用と、独立した際の機械警備の修繕料ですと答え、空調設備は修繕料かの質疑に対し、既設操作盤の移設のため、修繕料としていきますと答えました。

次に、衛生費、予防費の委託料について、新型コロナウイルス感染症の消毒専門業者は何件ぐらいあるのかの質疑に対し、八代保健所から県内の8業者で設置した熊本市内にある協会を紹介してもらっていると答えました。

次に、農業振興費の農業収入安定化事業補助金について、農業収入保険は農業政策において幅広いメニューがあり農業経営の安定化に効果的な制度である。PRに力を入れ、今回は新型コロナウイルス対策としての補助だが、将来的な財政のシミュレーションをし、継続してもらいたいと意見がありました。

次に、商工費、商工業振興費の負担金補助及び交付金について、新型コロナウイルス緊急経済対策事業であり、事業所の負担を軽減するために補助金の委任払いの

検討を願いたいと意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号、令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての歳出について、諸支出金、償還金の内容と当初予算に計上していない理由はの質疑に対し、前年度の実績額により国、県、支払基金、町への返還金が確定したため計上した。金額が確定したときに予算計上すると答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号、令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての歳出について、下水道の普及率と今後の見通しはの質疑に対し、水洗化率は宮原地区で97パーセントで、おおむね完了。竜北地区は70パーセント弱、また事業計画区域の未接続世帯へ合併浄化槽設置との費用面の比較により、下水道接続したほうが有利になる点や、点検や清掃をしていない処理水の環境への影響などを説明し、下水道接続への理解を図りたいと答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号、令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号、和解については、担当課長に内容の説明を求めました。担当課長より原因は、平成17年1月から平成19年2月までの介護老人保健施設サービスと短期療養サービスの報酬不正請求に対する裁判を平成25年6月に提訴した。昨年9月に判決が出て勝訴したが、相手が控訴したため、今回第2審が行われ、当初請求の40パーセントの加算金を除く、不正請求額424万1,750円の和解が提案されたためとありました。訴訟費用については各自負担となっているが、なぜ町が負担するのかの質疑に対し、費用も含めて和解案として提案されている。今回、氷川町だけでなく関係自治体と連携して足並みをそろえ議会に提案していますと答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案審査終了後、委員会室で6月定例会において付託され、継続審査となっていました請願第1号、家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について審査を行いました。熊本県で家庭教育支援条例を制定しているので、改めて国に意見書を提出する必要はない。請願書の資料にあるさまざまな家庭教育への支援は、今ある法律で十分解決できる。教育基本法との整合性が取れるのかなどの意見があ

りました。採決の結果、賛成者はなく、不採択とすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、産業建設厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第31号 氷川町税条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第2、議案第31号、氷川町税条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第32号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第3、議案第32号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第32号は、委員長報告のと

おり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第33号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（米村 洋君） 日程第4、議案第33号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第34号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（米村 洋君） 日程第5、議案第34号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第35号 令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（米村 洋君） 日程第6、議案第35号、令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第36号 令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（米村 洋君） 日程第7、議案第36号、令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第37号 令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（米村 洋君） 日程第8、議案第37号、令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第38号 物品売買契約の締結について

○議長（米村 洋君） 日程第9、議案第38号、物品売買契約の締結について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第39号 和解について

○議長（米村 洋君） 日程第10、議案第39号、和解について議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 認定第1号 令和元年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村 洋君） 日程第11、認定第1号、令和元年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これから質疑を行います。認定第1号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第12 認定第2号 令和元年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村 洋君） 日程第12、認定第2号、令和元年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これから質疑を行います。認定第2号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第13 認定第3号 令和元年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村 洋君） 日程第13、認定第3号、令和元年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これから質疑を行います。認定第3号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、認定第3号は、原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第14 認定第4号 令和元年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村 洋君） 日程第14、認定第4号、令和元年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これから質疑を行います。認定第4号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第4号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、認定第4号は、原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第15 認定第5号 令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（米村 洋君） 日程第15、認定第5号、令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これから質疑を行います。認定第5号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、認定第5号は、原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第16 同意第2号 氷川町教育委員会委員の任命について

○議長（米村 洋君） 日程第16、同意第2号、氷川町教育委員会委員の任命について議題とします。

これから質疑を行います。同意第2号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第2号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第17 請願第1号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願

○議長（米村 洋君） 日程第17、請願第1号、家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立少数です。したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第18 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な

悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

○議長（米村 洋君） 日程第18、発議第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。三浦賢治君。

○8番（三浦賢治君） 発議第3号、氷川町議会議長 米村洋殿。提出者、氷川町議会議員 三浦賢治。賛成者、氷川町議会議員 片山裕治。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。地方自治体は、福祉、医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になっていることが予想される。

よって、国においては令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については引き続き、財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め、弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続にあたっては、有効性、緊急性を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス

ルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日。

○議長（米村 洋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議員派遣の件

○議長（米村 洋君） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第20 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第20、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 2 1 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第 2 1、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 2 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第 2 2、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

-----○-----

○議長（米村 洋君） 町長から閉会にあたっての挨拶の申し出があります。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思います。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては慎重にご審議を賜り、全議案につきまして、円満なるご決定をいただき誠にありがとうございました。

平成17年10月に氷川町が誕生して、間もなく15歳を迎えます。人生でいえば義務教育を終える中学校卒業の年であり、自分の可能性に向け新たなスタートを切る年齢であります。

氷川町も同様に、持続可能なまちづくりに向けたリスタートの時期に来ているというふうに考えております。その指標となるのが「第2次氷川町総合振興計画」あるいは「第2期氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「第2次氷川町行政改革大綱」であり、それぞれの計画に基づいた施策の実践と改革が必要であります。

本定例会終了後、地方創生事業の成果と今後の取り組み並びに第2次行政改革大綱につきまして、説明を行うことといたしておりますので、忌憚ないご意見とご提案をいただければというふうに思います。

令和2年度も後半戦に入ります。新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、今後とも町民の皆さまのご意見にしっかり耳を傾け、責任感と緊張感をもって職員とともに氷川町の発展と町民の皆さまの幸せの実現に向けた取り組みを着実に進めてまいりますので、議員各位におかれましてもなお一層のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

和らいだとはいえ、まだまだ暑い日が続いております。どうぞご自愛の上、更なるご活躍をいただきますよう、ご祈念申し上げまして御礼の言葉といたします。

○議長（米村 洋君） 会議を閉じます。

令和2年第5回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日 氷川町議会議員 米 村 洋

令和 年 月 日 氷川町議会議員 清 田 一 敏

令和 年 月 日 氷川町議会議員 長 尾 憲二郎